

ファミリーホーム通信

30年度総会報告

運営会議の報告

厚労省へ31年度
要望書提出

役員選出規定案

表紙 写真・イラスト・絵画など 募集
ファミリーホーム通信の表紙をかざります。
自慢の作品を事務局まで、添付ファイルでおく
ってください。

wanzuhausu@yahoo.co.jp

ワンズハウス 小松 まで

2018年 7月

発行 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
編集 日本ファミリーホーム協議会事務局
連絡先 ファミリーホーム上野内
TEL 027-289-2612 FAX 027-289-9110

平成30年度 日本FH協議会総会開催

家庭養護としてのFHに

平成30年5月28日(月) 日本財団にて



平成30年度のFH協議会総会が、5月28日(月)日本財団で開かれました。当日は300FHの会員中(1号会員286、2号会員14)参加者40、委任状115の計155で、総会は成立しました。

平成30年を迎えFHが制度化してから10年になりました。その間1年に平均30ずつFHが設立されたこととなります。里親と施設の中間の位置付けが、子どもたちを家庭の中に受け入れ養育していく、家庭養護として位置づけられるなど、大きな変化の後押しをしてきました。

これからはどのような行動を起こしていけばいいのか、FHは、どういうあり方が求められていくのか皆様から意見をお聞きし、活発な活動ができれば幸いです。(ト藏会長挨拶)

来賓のご挨拶 厚労省 子ども家庭局家庭福祉課 川島 均 氏より「行政説明」がありました。その中で「社会的養育ビジョン」が示されました。



ここでは、FHと関連が多いと思われる項目と概略をピックアップしてみます。

(平成29年8月2日取りまとめ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」)

- ①代替養育(社会的養育とほぼ同義)は家庭での養育を原則とする。専門的、治療的ケアが必要な時はできる限り良好な家庭的な養育環境を提供。
- ②フォスタリング業務を強化(児相が行う)。民間団体もできる機関事業を創設(例キーアセット等)。
- ③一時保護は緊急一時保護とアセスメント一時保護に分け、緊急一時保護は数日以内。
- ④リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、32年度にはすべての都道府県でおこなう体制とし、里親支援を抜本的に強化する。
- ⑤FHを家庭養護に限定するため、事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を33年度を目途に創設。「里親」の名称変更も。
- ⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢。5年以内に年間1000人を。
- ⑦未就学児は原則として施設への新規措置入所を停止。
フォスタリング機関事業の整備



⑧ 3歳未満は5年以内に、未就学児7年以内に里親委託率75%以上、学童期以降は10年以内に50%を実現。(ケアニーズが高く、施設等で十分なケアが不可欠な時は原則乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内、特別なケアが必要な学童期以降の子も3年以内を原則。)

⑨ 乳児院を多機能化・機能転換。名称も変更。

⑩ 地域支援事業やフォスタリング機関事業を行う多様化を乳児院から始め、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

⑪ 社会的養護に関わる全ての機関の評価を行う専門的評価機関を5年以内に創設。

⑫ 家庭養育を促進するため、FHが安定して運営ができるよう事務費の単価区分を見直し。

(より詳しい説明は厚労省HPを)

29年度の事業報告、決算報告、監査も承認されました。監査委員からは、昨年度の活動が大変活発に行われたこと。行政や政党等の社会的養護に関わる諸活動への参加が増加したことなど、役員負担も多くなってきていること、が報告されました。

30年度の事業計画や予算も承認されました。(詳細は配布してあります資料を。)

よろしくお願ひしまーす

新理事になった方



北海道ブロック 竹内 透 氏 (ガブリエルホーム)

障害や発達に心配のある7歳から19歳までの子どもたち6人と生活しています。協議会では、事業調査委員会としてアンケート調査を担当しています。皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

関東甲信越ブロック 関 武子 氏 (ファミリーホーム千結 新潟県)

前は乳児院に勤務していました。里子は4人と孫2人の6人の子どもがいます。男の子は甘えん坊、抱っこしてほしいといふことが多いですね。男の子は大人になっても甘えん坊です。ダンナ? そうかな? おばあちゃん子なので何もしませんが我慢強く、子どもたちができるまで辛抱強く待つことができるのはエライ。



九州ブロック 牧山 勇人 氏 (まきやまホーム)

佐賀県にホームを構えています。ホームを開設して7年目を迎えようとしています。佐賀県FH協議会としてもこの運営に協力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

声 コエ

(近畿) 一時保護をした場合の損害保険は？

A 1ホーム6名未満なら保険適用されます。但し12歳以上が6名なら会計担当(前川氏下の写真)に相談してください。

(東北) 現在はブロックの人数に応じた活動費が各ブロックに配分されていますが、今年の東北大会では東北自体のFH数が少なく、大会参加費に影響が出ます。そこで次年度繰越金を使って大会補助をしたらどうか？ またFHの人数が多いブロックで全国大会を回したらどうか？

A 役員会で検討します。

(本部より) 新規入会分の会費について上半期(4月~9月)と下半期(10月~3月)に分ける。上半期加入の場合は4万円。下半期入会分は2万円としたい(決定)。1号会員の休会は1万円とします。

(近畿) 私が死んだら後継はいない・・・。
虐待児は児相でなく、地域で受け止めよう。

(近畿) 定員割れの状態で経営困難です。

A 5人での運営可能な措置費も厚労省で検討。

(東北) 閉鎖(FHを)していくことも考えないとなー。厚労省の方針がどんどん変わってきて追いつけない。

(東北) 東京での会合はいいなー。懇親会も楽しい。

(東京) 社会福祉施設ではなくて、同じような展開をしているFHはいままでなかった。これからも可能性がたくさんあるなーと思います。またFHのサロンを社協に手伝ってもらってもいいのでは。

(東北) 子どもは地域で育てる方針で、発達障害の子たちにも手を伸ばしています。

(甲信越) ブロック活動をしたいです。どうせやるなら楽しく、乳児院にいたころは赤ちゃんは早く里親にと言っていたが、なかなか進まなかった。

(近畿) 私は後継者です。県や児相の担当者とうちから綿密な打ち合わせをしたので後継にすんなりできたのでは。協議会としても後継問題は考えていかなくては。

(里親会から) 子どもが笑ってくれるようになったことが収穫です。

(九州) 大変ながらも楽しい。6月から始めて幼児

をみることになりました。

(東海) 愛知でFHをしてみたいです。でも夫婦という制約があるので今はできないのです。ぜひ相棒を紹介して！

(九州) 学童保育をしたかったんですが、「子ども学習ルーム」を立ち上げまして現在9人の子が集まりました。九州で一番安い塾だと自慢しています。

(北海道) 昨日運動会でした。子どもたちといるのはいいなー、子どもが元気になっていく姿がうれしいですね。

(中国) 3つのFHがよく集まっています。それぞれの家を回っています。定例会もしています。

(関東) 娘が大学の福祉学科で勉強しています。卒業して帰ったら、後継者になったらと考えています。



会計担当前川さん

31年度「ファミリーホーム関係要望書」を厚労省へ提出

6月19日（火） 日本FH協議会役員が厚労省に要望書を届けました。次の10項目です。



1、保育所の利用について

幼稚園よりも保育園の方が適している場合がある。

2、障害児受け入れ加算について

障害を持つ委託児童が増加している。

加配に相当する人的配置が必要になる。☞ 継続的に検討する

3、高校生の措置費の充実について

通学費や部活費の高騰など高校生の措置費は現実には合致しないものになっている。高校にはほとんどの児童が進学している。☞ 社会的養護全体で考えたい。

4、高校卒業後の進学費用の支弁について 大学進学にあたり、月2～4万円が給付型の奨学金が導入されたが、これは初年度納入金の4.3%分であり、残りは貸与型になる。するとアルバイトに時間をとられ成績不振になることも多い。そして奨学金を受けることができなくなり返済も不能になる。社会的養護の子どもを対象にした進学のための補助金の創設を。

5、措置延長期間は20歳の年度末までに 措置延長の積極的活用を各自治体に。進学に際し自宅以外の寮、アパートなどで生活する場合、監護権が行使される場合は措置延長をみとめてほしい。

20歳の年度末までの措置延長を。☞ 補助金は22歳までである。20歳になったら出せるようにしている。

6、措置延長終了後の事業で22歳までの医療費支給について 大学進学者に対しては国保になるが、一人世帯で月額3,450円（年額41,400円）になる。また医療費負担も3割になる。体調が悪くても医療機関に行かれないことも出てくるなど負担が大きいので、22歳の自立まで医療費分の補助を。

7、ファミリーホーム養育者への支援・レスパイトについて 児童養護施設がファミリーホームの支援を行う具体例として、養育者の不在時に宿泊要員を派遣している事例がある。派遣支援制度の創設を。

8、個人のファミリーホームにかかる修繕費の支弁について 個人住宅の修繕費の新設を。

9、養育補助者の勤務経験を養育者の要件として認めることについて

「乳児院、児童養護施設、情緒障害短期治療施設又は児童自立支援施設児童の養育に3年以上従事した者」とされました。しかし現在知事の判断でファミリーホームの養育補助者の職員経験を認めているところはわずかしかない。条件付きで養育者の要件を満たす者として位置づけを。

10、ファミリーホームにおける一時保護について 児相の中にはFHの中に一時保護の枠を確保する傾向もある。子どもの頻繁な出入りは家庭の安定を損ない、すでに委託されている子どもたちに多大な影響を与える。家庭養護の委託の在り方を再検討し、役割と機能を子ども中心に見直しを。

平成31年度 国家予算要望書アンケート 多くのご回答ありがとうございました！！



委託児童の増減が激しく、
4人になったんです。
運営が厳しくて・・・



4月から措置費の支弁方法の見直しがあり、家庭養育を推進するため、FHにおいて安定的な運営が図られるよう、事務費の保護単価の見直しが行われました。現行の単価に加え、新たに現員5人以下の単価を設定することになりました。

運営会議の報告

先月6月19日(火)東京「青山生涯学習館」で第1回運営会議が開かれました。参加者は24名。



- 事務局からの報告で、会員数 1号292(休2) 2号17 3号12となっています。
- 全国大会の補助について、5月28日の総会時に各ブロックのFHの数によって分担金が配布される制度について、FHの数が少ないブロックが全国大会を開催する場合に予算が大きく不足するので(現行20万円)、繰越金から補助してほしいという要望がありました。役員会で検討し、上限を100万円とし各開催地のブロックで予算書を作成提出してもらい、検討し補助していきたいということになりました。

各委員会からの報告

- 事業調査・政策委員会 アンケート調査結果は、8月に公表する予定です。厚労省に要望書提出。
- 「社会的養護とファミリーホーム」今年度は 発達障害を中心にした紙面づくりをする予定です。
- 研修委員会からは 今年度の研修は「処遇改善」研修と重ねてあります。昨年度処遇改善を受けられなかったFHの方、また研修を希望するFHの方は振るって参加してください。「ニュースレター」を配布しました。HPでも見られます。なお次年度からは研修員会でテーマを検討し独自に開催していく計画です。
- 「役員選出規定検討委員会」 A案、B案が提案されました。

役員選出規定(A案)の概要

【会員選挙による役員選出方式】

【概要】

- 会員(1・2号)の選挙により選出する役員は執行部役員(8名)、及び監事(2名)とする。
- 会員は立候補者(1・2号)を推薦することができる。
- 運営会議で選挙管理委員3名(会員)を選定し、選挙管理を行う。
- 役職(会長、副会長)は選挙により選出された役員の互選とする。
- 運営理事、ブロック理事は従前と同じ選出方法とする。

【選出手順】



※直接投票と選出会議は総会日に行う

利点

- ① 役員を選ぶ選挙に全会員が参加する為、協議会活動への参画意識が育まれる。
- ② 役員にも全会員から選ばれた自負が生まれ、自信に満ちた運営が可能となる。
- ③ 対外的に公正公平な組織としての評価が生れる。

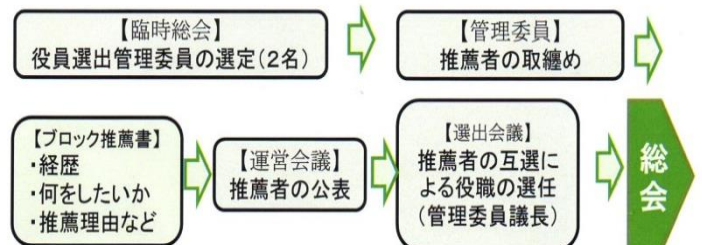
役員選出規定(B案)の概要

【推薦による役員選出方式】

【概要】

- 各ブロック及び執行部で会員(1・2号会員)の中から役員候補2名以内を推薦する。
- 推薦者の選出方法、推薦人数は各ブロックの自由とする。
- 運営会議の中から役員選出管理委員2名を選定し、選出管理にあたる。
- 推薦された者は執行部役員(8名)又は監事(2名)或いは運営理事となる。
- 役職は推薦された者による選出会議の互選により選任する。

【選出手順】



※現執行部役員会と同日に開催

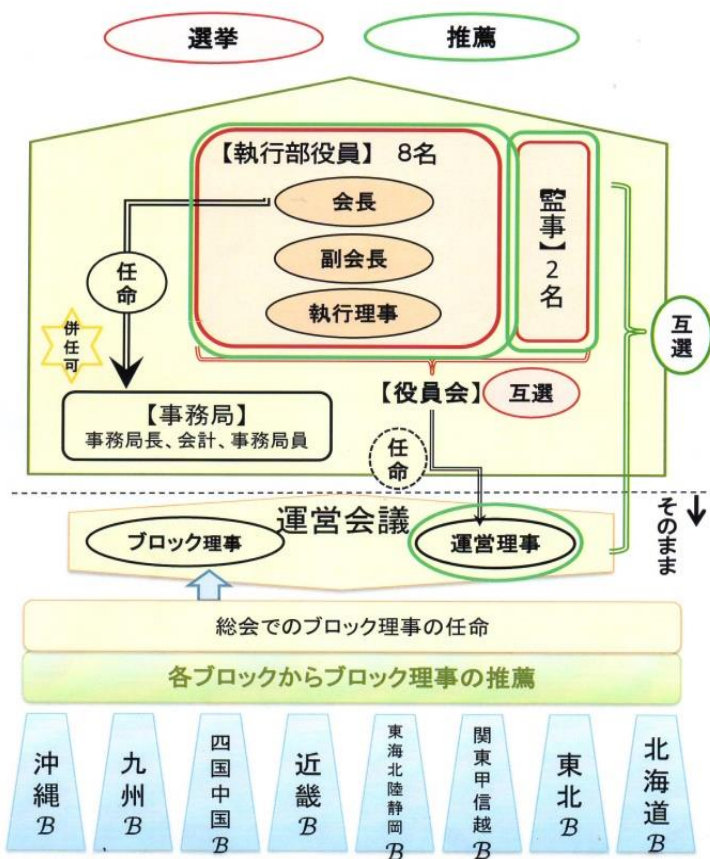
利点

- ① 選挙方式よりも簡便・安価である
- ② 総会時点で次期役員が選出されている
- ③ 事務局体制を選任するなどの時間的余裕がある

要点は、ブロック理事さん推薦、会員の推薦、または立候補、そして全FHで選挙。

選出方法と執行部体制

役員選出規定検討委員会提出資料
平成30年6月19日運営会議



あるいは理事さんによるブロック推薦（自薦でも可）で役員を構成していく（選挙はなし）。ということになります。各ブロックの会合などの折には理事さんより提案があると思いますので、検討ください。11月の運営会議には各ブロックで一定の意向をあげてください。来年度は役員改選の年度になります。また年ごとにFHが増加してきています。重要な年度になり、これからの日本FH協議会をどのようにするのか、役員はどのような選び方が適当なのか、意見をだしあってください。

なお、当日の意見として主なものは

{A案} 総会での投票ではなくそれ以前に役員を決めておくことがいいのでは。

{B案}・ブロックからの推薦はブロック活動のいかにかかってくる、活動が活発ではないブロックはなかなか選ぶのが大変なのは。また今までのブロックを分割して集まりやすい環境、活動しやすい状況を作るようにしたらどうか。

・ブロックの中で構成FHの数が違うので、大きいところから役員を余分に出せたらいいのでは。

{その他}・今まで通りということはどうか。今まで通りだと、やめなければならない時は補充という形になってしまう。それに世代交代も進めなければならない。と、他にもいろんな意見が出ました。

- 「ニュースレターについて」6月から新たに開始しました。FHに関する事柄や制度など、また会員さんからのニュースなどを募って、皆さんに提供していきます。PCで各ブロック理事さんから各都道府県代表に流れ各FHに流れるようになります。

情報はこちら ⇒ wanzuhausu@yahoo.co.jp 小松事務局長

または orachan1946@ctb.ne.jp 大柳 まで送ってください。

他団体との連携について

「子どもの家庭養育推進官民協議会」に参加（下に記事）

「社会保障審議会 児童部会 社会的養育専門部会」

「全国退所児童等支援事業連絡会」

「国立武蔵野学院 社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」



「子ども家庭養育推進官民協議会」の第3回総会は6月1日、日本財団で開催。

同協議会は2016年官民の協働組織として設立、FH協議会や里親会など14団体が加盟。冒頭会長の



鈴木英敬・三重県知事は「官民の有志で活動を始めて3年目、家庭養育の在り方を大きく転換するときを迎えている」と挨拶。日本財団笹川陽平会長は「国会が機能を十分に果たせない中で、本協議会は地方自治体の首長さんたちが社会課題の怪傑に挑戦する新しい動きだ」と述べ、今後の期待を寄せた。次いで家庭養育に総合的に取り組むフォスタリング業務の研修プログラム開発や、現在6歳未満となっている特別養子縁組の上限年齢の引き上げなどを内容とした「家庭養育優先原則」の実現に向けた諸施策に関する提言を発表。厚労相に代わり提言を受けた山本麻里・内閣官房内閣審議官は「内容をしっかり受け止めながら児童福祉、社会養育の見直しを進めたい」と答えた。

(写真は、新しいフォスタリングマーク)

全国研究大会 宮城で開催されます

日本3大景勝地の「松島」で開催。
「松島や ああ松島や 松島や」(芭蕉)でも皆様ご存知のところ。また東日本大震災で大きな被害を受け、多くの命が失われました。そんな教訓から、未来を担う子どもたちが命の大切さを認識し、人とのつながり(絆)の大切さを学ぶ機会にしてほしいという思いです。
全国から多くの皆さんの参加を願っています。



実行委員長
木村孝禪氏



社会的養護の現状(厚労省) 29年3月末現在

ホーム数 313 か所 委託児童 1356 人
里親・FHへの委託児童数 6548人(平成11年度から3.08倍)
里親等委託率 全国18.3%(施設を含む児童数35,796人)
都道府県格差 最小(堺市)8.3% 最大(新潟市)51.1%

おねがい



会員名簿を作成します。これは会員の中だけに配布されます。FHの会員の方が各県の方々と交流したいという声が多く上がってきています。そこで各FHの最低限の情報を掲載したいと思います。FH名、氏名、住所、電話、FAX、メールアドレスを載せていく予定です。

対外的にはもちろん出さないことなど、一般的な個人情報の扱いに準じた方法をとっていくことを全FHの了解の上で作成していく計画です。各ブロック理事さんから各県の代表FHに周知されると思います。ぜひご協力をお願いします。